平成２２年（フ）第２６号
宮崎市清武町加納甲2380番地
債務者　小八重和子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６号
宮崎市大字浮田479番地
債務者　田原恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８号
宮崎市大字本郷南方5050番地17　児玉アパートⅠ―101号、前住所宮崎市大字赤江23番地２
債務者　松田　勝治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９号
宮崎市大字本郷南方5050番地17　児玉アパートⅠ―101号、前住所宮崎市大字赤江23番地２
債務者　松田真由美（旧姓興梠）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４８号
宮崎市神宮西２丁目31番地
債務者　増岡れい子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８７号
宮崎市永楽町194―１　マンション永楽201号、住民票上の住所宮崎市吾妻町129番地１リバーサイド河村205号
債務者　猪野　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２０号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目10番５―104号
債務者　日野　茂浩
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１２２号
宮崎県日向市大字細島724番地
債務者　三嶋　紀代
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県大島郡天城町大字岡前1601番地
債務者　池上　一馬
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第９３号
鹿児島県姶良市加治木町反土2353番地２　メゾンドエスポワール201
債務者　安藤　春樹
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3355番地３
債務者　中村あい子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
沖縄県南城市知念字久手堅61番地　すみこ理容室、住民票上の住所沖縄県南城市知念字久手堅57番地２
債務者　仲里　澄子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４３号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目14番地２　パークマンショントーマ303
債務者　宮里　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３２号
秋田市御所野元町１丁目１番３―101号
債務者　小松　節代
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３７号
秋田県男鹿市男鹿中山町字大室沢88番地３
債務者　大森　一也
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９号
秋田市牛島東１丁目５番８号22
債務者　鎌田　宏之
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５号
長野県上田市古里821番地１　市住２号、前住所長野県上田市古里1948番地42
債務者　宮崎　純子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５４号
長野県上田市腰越249番地29　キクヤアパート202号、前住所長野県上田市上丸子223番地３
債務者　中山　征大
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
長野地方裁判所上田支部